

自閉症者の心的世界と道徳： D. バーンバウム著『自閉症の倫理学』 をめぐって

柴田正良

金沢大学理事・教育担当副学長

南山大学社会倫理研究所

第一回懇話会 「自閉症と倫理」

於：南山大学 名古屋キャンパス

JULY. 5, 2014

『自閉症の倫理学』（柴田・大井監訳）勁草書房

THE ETHICS OF AUTISM

D. R. BARNBAUM, 2008, INDIANA U. P.

今回の話の流れ

I 本書の議論の前提

「心の理論」の欠陥としての自閉症

II 本書の3つの主張

(1) 既存の倫理学は役に立たず、(2) 自閉症者の出生は阻止すべし、(3) 自閉症者に完治を強要するな（自閉症的完全さの倫理）

III 異世界の存在者との共生の倫理

様々な〈準・道徳共同体〉とそのメンバー

I この著作に対する書評：

“DOES AUTISM NEED A CURE?” , BY SIMON BARON-COHEN, WWW.THELANCET.COM VOL 373

She starts from the idea that, for neurological reasons, people with autism are “mental solipsists”—i.e., that they think about their own view of the world rather than other people’s.

This is the idea that people with autism have difficulties in developing a “theory of mind”, that is, attributing mental states to others. As a result, social interaction and communication is confusing for them to make sense of, whereas for a typical person it is effortless.

Barnbaum explores the consequences of this mental solipsism for people with autism. Does this leave them without the ability to be moral?

I キーコンセプトとしての 心の理論 (THEORY OF MIND)

◆ バーンバウムは、倫理における自閉症者の根本的困難が心の理論の欠陥からくると考える。

■ 自閉症 (メンタライジングの機能不全) の原因
を説明する3つの理論

(1) 心の理論説 (theory of mind thesis)

(2) 中心性統合弱化学説 (weak central coherence thesis)

(3) 実行機能弱化学説 (weak executive function thesis)

I 心の理論を欠くとは どういうことか？

1. 心の理論は、他者の志向性を自分とは違った自律したものとして理解し、自分と異なるどんな心的状態（欲求・信念・情動など）が他者に生じているかの推論を可能とする。

2. その欠如は、心的存在としての他者がまるで存在しないかのような世界を自閉症者に強いる。したがって、彼らは他者との相互承認的關係、相互承認的交流、相互信頼を築くことが極めて困難となる。

3. 自閉症者は、非自閉症者とまったく異なる世界に住む。

Ⅱ 自閉症者には、自分が運用できる道徳理論がない(1-1)

いずれの場合も、その理由は、自閉症者には自律した他の行為者という概念が理解不可能だ、という点にある。

1. ヒューム理論の核心にある同情 (sympathy) も、あるいはもっと一般的な意味での共感 (empathy) も、自閉症者に手の届く能力ではない。

ヒュームにとって、道徳は「判断されるというよりは感じられるものであり」、「道徳は情 (sentiment) によって決定される」。

しかし、共感は、「他者がもつ信念や関心」を認識することを要求するので、自閉症者には、真の意味での共感を経験することができない。

Ⅱ 自閉症者には、自分が運用できる道徳理論がない(1-2)

そして、同情や共感の不活性は、功利主義者となるための究極の動機「内的強制力」(ミル)が、自閉症者にはないことを意味する。

2. カントの義務論は、ルールの盲目的遵守によって自閉症者にも運用可能に見えるが、「他者をそれ自体における目的とせよ」という理解でつまづく。

カントにおける道徳性の最高原理「他者を単なる手段としてではなく、その人自身における目的として扱うこと」は、他者を「人格」として扱うことを意味するが、他者に自律した志向的態度を認めることのできない自閉症者には、それはきわめて困難である。

Ⅱ 自閉症者には、自分が運用できる道徳理論がない(1-3)

3 個別主義(particularism)も一応の義務(prima facie duty)の倫理も、自閉症者には自ら運用できない。なぜなら、道徳的に重要な状況の特徴を非自閉症者と共有すること、また一応の義務のそもそもの認識や、人間の関係性から生ずる義務間の調停を、自閉症者はうまく行えないからだ。

こうして、バーンバウムによれば、従来の道徳理論のいずれも、自閉症者が自ら進んで従いうる理論ではない。

▼ つまり、自閉症者と非自閉症者をともに適用範囲とする道徳理論は、今のところ存在しない。

Ⅱ 自閉症児の出生を防止すべき(2-1)

「開かれた未来に対する権利」による議論

- (1) 自分の子供の開かれた未来に対する権利を、親がそれと知りながら制限することは道徳的に許されない。
- (2) 自閉症は、子供の開かれた未来に対する権利を制限する。
- (3) したがって、親がそれと知りながら自閉症の子供を持つことは道徳的に許されない。
- (4) 自閉症の子供を持つことを親が回避できるような遺伝学的技術が、いつか利用できるようになるかもしれない。

II 自閉症児の出生を防止すべき(2-2)

「開かれた未来に対する権利」による議論(続)

---結論-----

(5)したがって、そのような遺伝学的技術がいつか利用可能になったら、自閉症の子供を持つことを回避するために、親はそれを用いるべきである。

バーンバウムのこの議論で注意すべき点

1. 墮胎に関する判断を、これは含んでいない。自閉症であることと、生まれないこととの間で、後者を選択すべきとまでは主張していない。

Ⅱ 自閉症児の出生を防止すべき(2-3)

2. 「その人自身でありながら自閉症という病苦のみを取り去る」夢のような遺伝学的技術があるなら、これは平凡な主張にすぎない。むしろ、そのポイントは、自閉症でなく生まれることが「別人格」としてのヒトの誕生であるとしても、それを選択すべきだ、という点にある。

3. 恐らく、現時点で最もなすべき価値があると彼女が考える手段は、これまで倫理的に退けられてきた「男女の産み分け」であろう。

というのも、自閉症における男女の比率は「4:1」と圧倒的に男性が多く、しかも遺伝的傾向が極めて強いからだ。

Ⅱ 自閉症的完全さの倫理(3-1)

自閉症者に対する研究

同意能力のない自閉症者の生物医学研究への参加は、最善の利益という代理同意基準によっては、正当化できない

(1) 研究参加への同意能力をこれまでもずっと持っていなかった自閉症者に対して生物医学研究がなされる場合、最善の利益という基準をもとに適切な参加同意が得られるならば、その生物医学研究への参加は、自閉症の被験者にとって最善の利益である。

(2) 非治療的な生物医学研究への参加は、自閉症の被験者にとって最善の利益ではない。

Ⅱ 自閉症的完全さの倫理 (3-2)

自閉症者に対する研究

- (3) 治療的な生物医学研究への参加は、自閉症の被験者にとって最善の利益ではない。
- (4) したがって、(2)と(3)から、自閉症の被験者が参加できるような、本人にとって最善の利益となる生物医学研究は存在しない。

-----結論-----

- (5) したがって、(1)と(4)から、研究参加への同意能力をこれまでもずっと持っていなかった自閉症者に対して生物医学研究がなされる場合、最善の利益という基準をもとに参加同意を得ることはできない。

Ⅱ 自閉症的完全さの倫理 (3-3)

自閉症者に対する研究

しかし、なぜとりわけ(3)、つまり、直接に治療上の効果（完治の可能性）が期待できる研究への参加でさえ、自閉症者にとって最善の利益とはならないのか？

なぜなら、この場合の治療効果とは、「心の理論」の回復を意味するが、それは成人の自閉症者に、あまりに苦痛の多い<異世界>への移住を強制するものだからだ。

それは、「他者が突然に前より複雑になる社会」どころか、「自分自身さえもが前より複雑になる状況」、そして何よりも、妬みや裏切りや、中傷や欺瞞の横行する世界に、彼らが直面することである。

自閉症的完全さの倫理 (3-4)

成人の自閉症者はあるがままに…

心の理論の回復は、失われた視力の回復や歩行機能の回復とは根本的に異なる。それは、今までずっと自閉症者だった者にとって、人格の本質的な改変を意味する。

◆ なぜ大人の自閉症者を「完治」すべきではないのか？

1. 誰であれ、自律した「人格」を持つ者に対して、どんな理由であれ、「別の人（人格）になれ」と要求することは、人格の尊厳を踏みにじることだからだ。

2. 他者が存在し、他者を無視しえない世界で新しく生きることは、彼らに喜びよりも苦難を多く強いることになるからだ。

Ⅱ 自閉症者の声

- ▲ 「僕らは病気なんかじゃない。だから「完全に直す」なんてありえないんだ。これが僕らの生き方だよ」
(ibid., p. 204)・・・Jack Thomas.
- ▲ 「もし指をパチンと鳴らすだけで自閉症でなくなるとしても、私はそうしたくはないわ。だって、そうしたら私は自分でなくなるもの。自閉症は私の一部なのよ」 (in Simon Baron-Cohen, 2009)
- ▲ 私は完全に直すことによって「視覚で考えるという自分の能力を失いたくないの。私は、この大いなる連続性の中に自分の居場所をもう見つけているのだから」 (ibid., p. 177)
・・・Temple Grandin (コロラド州立大学教授)

Ⅱ バーンバウムの議論の含み

1. 心の理論の欠如は、自閉症者の人格の完全性を損なわない。 → 自閉症的完全さ

人格の自律性＋自己決定 → 成人の自閉症者が自ら望むなら、当然「完治」も道徳的に許される。

しかし、この場合の「完治」は「別の完全さ」の獲得を意味するがゆえに、それは、「不完全なものを完全なものに直す」ということではなく、彼が別の人格を選択したことを意味する。

2. 自閉症者の最善の利益にとって、心の理論の回復がむしろプラスよりもマイナスの結果を生む可能性が大きい。 → 環境の激変に対処するコストの方が、新しい環境から受けるベネフィットより大きい。

Ⅱ 自閉症的完全さは、本当に完全か？

- ★ しかし、自閉症が人格の完全さを損なわないなら、なぜ彼女は、自閉症児の出生を親は防止すべきだと主張するのか？

自閉症であることが、出生前において、そのヒトにとって非存在の次ほどに（人格を変えてまで）避けるべき害悪ならば、なぜ出生後において、その害悪を取り除くのは一般に倫理的に正当化できないのか？

- ◆ ここでは、＜心の理論の全壊＞と＜人格の完全性＞が緊張関係にあり、程度と様態においてスペクトラム状態である自閉症の実態が、見通しにくくなっている。

- 共に問題を孕む2つの想定のうち、後者の根拠は何か？ 彼女の議論では、自閉症が＜人格の完全性＞をもつのは、彼が道德共同体のメンバーだからだ。

Ⅲ 自閉症者は道德共同体のメンバーか？(1)

ホブソン(P. Hobson)は、他者との相互承認的關係は人格の本質的構成条件(必要条件)であり、その關係に入れない自閉症者は道德共同体の外側に位置する、と論ずる。

ベン(P. Benn)によれば、反応的態度(reactive attitudes)を取りうる者だけが、他者の反応的態度の対象であり、なおかつ道德共同体のメンバーである。それゆえ、自閉症者は道德共同体に属さない。

(「反応的態度」はストローソンの論文「自由と怒り Freedom and Resentment」に由来する。)

Ⅲ 自閉症者は道德共同体のメンバーか？(2)

バーンバウムはホブソン、ベンの議論に対抗して、自閉症者を道德共同体に含めるべきだと主張する。その論拠は、「仮に排除が間違っていた場合の代償は大きい」という、いわば「利己的な利害計算」である。

しかし、その論拠の根底には、自閉症者と非自閉症者がくひという同一の種に属し、日常の利害と生活を共有するという事実にあるだろう。

結局、ここでも、次に述べる H. L. A. ハートの（人間の法と道德にとっての）5条件が道德共同体の最大域を定めているように思われる。

Ⅲ 人類における道德共同体の 自然的基盤(1)

法と道德がもつ最低限の内容は、人間に課されている偶然的な自然条件に由来する… (H. L. A. ハート『法の概念』、1976)

その5つの偶然的条件

1. 人間の傷つきやすさ

人間はときに他人に身体的危害を加えることがあり、また攻撃されれば傷つきやすい。

2. おおよその平等

誰も他人の協力なしに長期間、誰かを服従させるほど抜きんでて強くない。

Ⅲ 人類における道德共同体の自然的基盤(2)

3. 限られた利他主義

人間は悪魔でもないし天使でもない。

4. 限られた資源

人間に必要な食物、衣服、居住などの資源は有限である。

5. 限られた理解力と意志の強さ

人間は、相互自製のルールがもたらす利益を見通し、長期に保持できる力を持たない。

Ⅲ 自然的条件の変容(1) NEURO-SCIENCE

● かなり信頼できる「心の読み取り」(マインド・リーディング)が可能となり、究極のプライバシー(心の秘密)が不可能になる。

● 認知能力や感情・気分の脳内メカニズムと神経ホルモンの働きが解明され、頭の働きをよくする薬(スマートドラッグ)や、感情・気分を明朗爽快にする薬がふつうに用いられる。

<何が起きても気分だけ晴れやかな人・・・?>

● 古典的な意味での自由意志は幻想であり、それを前提とする責任概念も空虚となる。

Ⅲ 自然的条件の変容(2) ENHANCEMENT

治療を超えたエンハンスメント (enhancement beyond therapy)

脳・遺伝子を含めた人体の改良は、「完全な赤ん坊」・「完全な大人」・「完全な人間」への強い願望を引き起こすだろう。



画一化された「優れた知性」・「強い意志」・「豊かな感情」・「優れた容姿」といった、いわば「美男美女の秀才たち」の世界。それは、従来の「個性と差異」という偶然的な自然条件を破壊する

Ⅲ 自然的条件の変容 (3) CYBORGS

治療を超えたエンハンスメントは、やがて、老化の決定的な阻止、果てしない寿命の延長を目指すであろう。

壮健な身体のままにおける〈不老不死〉。



再生医療と手を携えて、〈サイボーグ化〉の技術がごく普通に人体に適用され、ハートの「人間の傷つきやすさ」や「おおよその平等」という条件は、その実質的意味を失うであろう

Ⅲ 自然的条件の変容(4-1)

ROBOTS

ロボットもまた、われわれの道德共同体のメンバーとなりうる。そうなる場合、ハートの5条件は決定的に崩れ去る。

自律ロボット (autonomous robots)

「自らの内部状態から意図的判断を下すことが可能であり、いかなる規則も疑い、拒絶することができる。」

自律ロボットは、欲求と信念を内容とする態度を持つという点で、最小限の素朴心理学的メカニズム (folk psychological mechanism) を持つ。

Ⅲ 自然的条件の変容(4-2)

ROBOTS

ロボットたちは、われわれの物理的世界では、「同一の物理的状态 → 同一の心的状态」というスーパーヴィーニエンス原理に基づき、いくらでもタイプの同一の「心」を備えて出現可能である。

したがってロボットは、「誕生」・「病」・「治療」・「繁殖」・「死」などの生存条件において、われわれとはまったく異なる。彼ら相互の間での「同等の権利・義務」とは何か？ 彼らとわれわれの間での「同等の権利・義務」とは何か？

◆ 異世界の住人たちとの共生の倫理が求められる。

Ⅲ 自閉症者は道德共同体のメンバーか？(3)

自閉症者と非自閉症者をともに道德共同体のメンバーとする道德理論は、可能でないかもしれない。しかし、自閉症者を道德共同体の〈準メンバー〉とする道德システムは創れる。

1. 自閉症者が道德共同体のメンバーでないなら、〈同等の権利・義務〉を相互に承認し合うことを基礎とする倫理は、彼らを包括できない。（逆にサイコパスは、潜在的な反道德者として包括されるかもしれない？）。

2. しかし、彼らや胎児、幼児、重度の認知的弱者など、さらにはペットや野生動物たちを含めた〈準・道德共同体〉がその外側に存在し、そこでは〈準・道德的な配慮と処遇〉のシステムを、創意と工夫によって、新たに構築することができるだろう。

Ⅲ 異世界の存在者との共生の倫理

AUTISM

1. いまや、従来の自然的条件を前提せずに、「道德共同体」の概念から出発すべきである。したがって、そのメンバーにどんな存在者が含まれるかを、あらかじめ〈自然種〉を根拠に決定することはできない。

2. 自閉症者の「心の理論」が本当に全壊しているなら、彼は道德共同体の正規メンバーではないかもしれない。

（ある種の自閉症者は、幼児や重度の認知的弱者とともに、この共同体の外側に位置すると思われる）。

3. しかし、同時に、この共同体を〈準・道德的共同体〉群が幾重にも取り巻いており、そこに不完全義務の対象者としてのさまざまな存在者が位置し、彼らには、さまざまな内容の〈準・道德的配慮〉が保証されるべきである

Ⅲ 異世界の存在者との共生の倫理

われわれこそが弱者

■ サイボーグやロボットたちと比べれば、新たなく道德共同体の中で、「自然な(?)われわれ」の方が、認知能力や身体能力において劣った存在であるかもしれない。そのとき、われわれは現在のペットたちのように、道德的にケアされるべき存在になったのだろうか？

◆ そうではない

■ 仮に両者が同じ道德共同体のメンバーであるなら、いかなる能力の違いがあるにせよ、どちらもケアの対象ではなく、**<同じ権利・義務>**をもつ対等の存在である。

Ⅲ 異世界の存在者との共生の倫理

CONCLUSION-1

1. 少なくとも最小限の「心の理論」をある存在者が持つなら、道德共同体に属するのに十分であろう（必要条件でもある？）。共感感受性と反応的態度の程度によって心的存在者のタイプが判別され、認知能力の程度によって理性的存在者のタイプが判別される。

2. 異世界の者たちの生存条件が互いにあまりに異なるので、これまでの人類の道德・法システムのように、生存条件でその内容を定めることはできない。むしろ新たな<倫理システム>と<準・倫理システム>を、人為的かつ自覚的に、制定する必要があるだろう。

Ⅲ 異世界の存在者との共生の倫理

CONCLUSION-2

3. サイボーグになり、やがて<機械>に進化した人間の「アイデンティティ」はどこにあるのか？ 素朴心理学の提供する枠組みだけかもしれない。

4. 倫理を自由の<欠如態>と考えるなら、理想的状態は、倫理ができるだけ出番を減らすことである。異質なメンバーがどんな目的、欲求、興味、好み、感情を持っていようと、それを最大限に尊重するようなシステム。

◆ 政治哲学的な意味での<リベタリアンの自由>

Ⅲ 異世界の存在者との共生の倫理

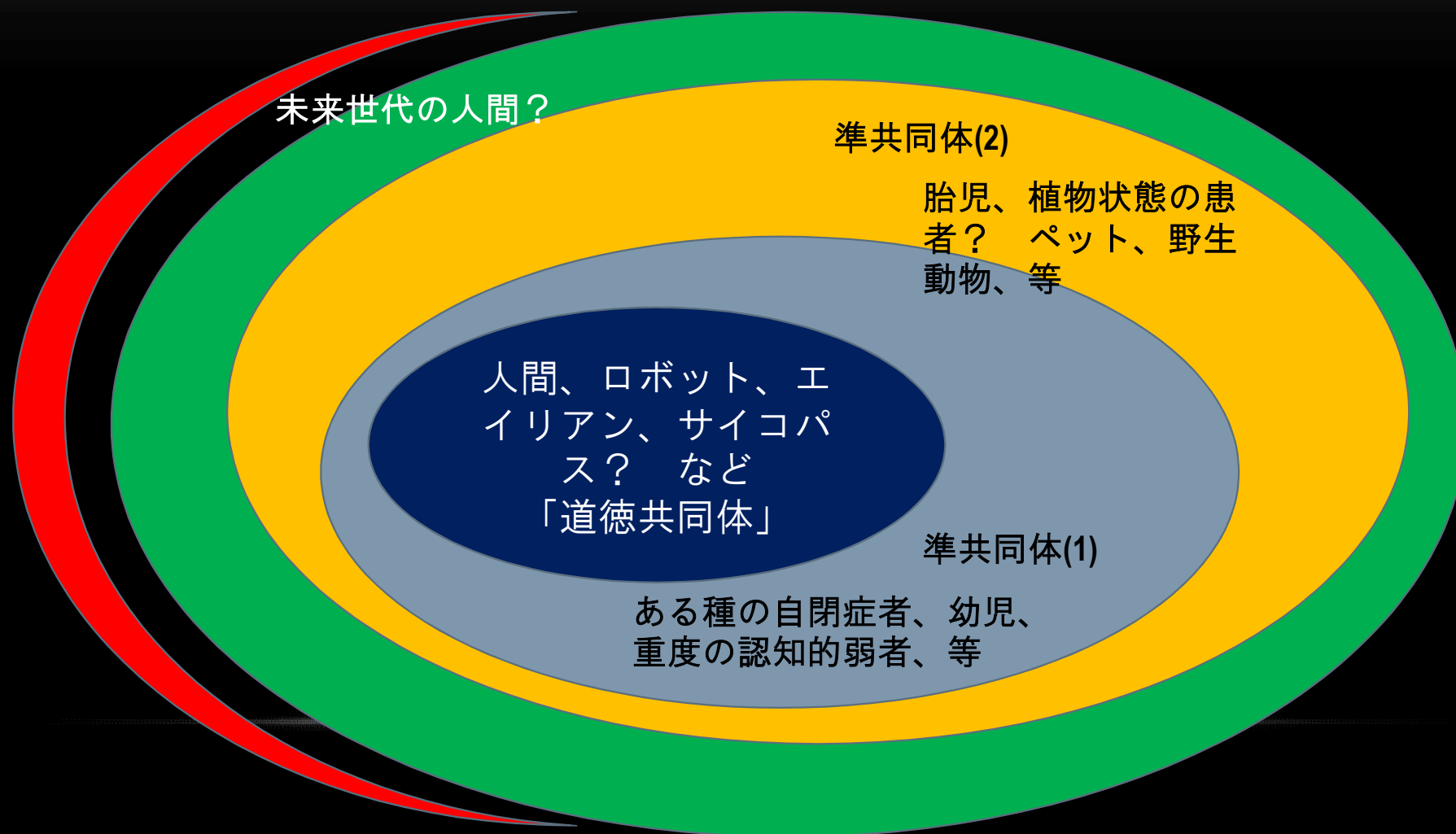
CONCLUSION-3

5. 例えば、常に最上の人間と同等以上の知力・体力・耐久性・再生可能性を持つサイボーグやロボットは、ふつうの人間とケアの倫理や介護の倫理で結ばれることにはならないだろう。なぜなら、互いが、自律的な心的存在者としての〈自由と能力〉を承認しているのだから。

6. すると極めて皮肉なことに、異世界の存在者との共生の倫理においては、差し当たり、他者に危害を加えない限り何をして許される、という古典的な「他者危害の原則」しか妥当しないように思われる。

他にいかなる義務と権利があるのか・・・私にはまだ分からない。

道德共同体と 準・道德共同体のイメージ(FINAL)



おしまい

柴田の研究関連webサイト

<http://siva.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

文献：

Baron-Cohen, S., “Does autism need a cure?” , www.thelancet.com Vol. 373

Barnbaum, D. R., *The Ethics of Autism*, Indiana University Press, 2008. 『自閉症の倫理学』（柴田・大井監訳）、勁草書房、2013.

Benn, P., Freedom, Resentment, and the Psychopath, *Philosophy, Psychiatry, & Psychology* 6(1): 29–39, 1999.

カス、L. R., 『治療を越えて』青木書店、倉持武(監訳)、2003.

ハート、H. L. A., 『法の概念』みすず書房、矢崎・他訳、1976.

平尾透、『功利性原理』法律文化社、1992.

文献

Grandin, T., *Thinking in Pictures and Other Reports from My Life with Autism*, New York, 1995.

柴田正良、「異世界の者たちの倫理」『哲学・人間学論叢』創刊号、金沢大学哲学人間学研究会、pp. 17-37, 2010.

Shibata, M., “Toward robot ethics through *the Ethics of Autism*”, in J. L. Krichmar and H. Wagatsuma (eds.), *Neuromorphic and Brain-Based Robots*, Cambridge University Press, pp. 345-361, 2011.

ストローソン、P. F., 「自由と怒り」、『自由と行為の哲学』（門脇・野矢監修）、春秋社、2010.